

平成30年度

市税納付のご案内



1のとおりです。

いろいろな納税方法

市税の納付は、次ページの表2に記載した納付場所で行うことができます。

取扱税目は、市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

納付には、ページーや口座振替が便利です。

問い合わせは、納税課納税管理担当（☎内線235・236）へ。

○ページー

税金の納付をパソコンや携帯電話、ATM（現金自動預け払い機）から行えるサービスです。

利用には、次ページの表3に記載した取扱金融機関で申し込みの手続きが必要です。ATMでの納付では、その手続きもありません。

○口座振替

納期ごとに掛ける手間や納め忘れがありません。

納税通知書を郵送します

納税通知書は、次の月の中旬までに郵送します。

固定資産税・都市計画税、
軽自動車税：5月
市民税・県民税：6月
国民健康保険税：7月

納期限の確認を

税目ごとに納期限が決まっていますので、納期限を確認していただき、納期限までの納付をお願いします。

各市税の納期限は、下の表

表1：市税の納期限

納期限	税目	期別
5月31日(木)	固定資産税・都市計画税 軽自動車税	第1期 —
7月2日(月)	市民税・県民税	第1期
7月31日(火)	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	第2期 第1期
8月31日(金)	市民税・県民税 国民健康保険税	第2期 第2期
10月1日(月)	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	第3期 第3期
10月31日(水)	市民税・県民税 国民健康保険税	第3期 第4期
11月30日(金)	国民健康保険税	第5期
12月25日(火)	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税	第4期 第6期
平成31年 1月31日(木)	市民税・県民税 国民健康保険税	第4期 第7期
2月28日(木)	国民健康保険税	第8期

市税を滞納すると

申し込みは、市内の金融機関、市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で行うことができます。申し込みの際には、預貯金通帳と口座届け出印をお持ちください。

市税を納期限までに納付さ

れず、滞納してしまうと、財産の差し押えを受けることがあります。差し押さえに至らなくても、納期限の翌日から延滞金の計算が始まります。納期限までに納付できない場合は納税相談をやむを得ない事情などにより、納期限までに納付すること

り、納期限までに納付すること

とができない場合は、一定の期間内において分割して納付することができ、納期限までに納付することができない事情を、早めに納税課にご相談ください。

5月は滞納整理強化月間です。5月の滞納整理強化月間では、平成29年度課税分の市税滞納者に対する催告や差し押さえの強化を図ります。

納付を済ませない人は、早急に納付してください。

問い合わせは、納税課納税担当（☎内線237・240）へ。

固定資産税・都市計画税の 納税通知書を確認してください

納税通知書が届いたら、納税通知書や課税明細書に記載されている所有者名、土地・家屋の利用状況などを確認してください。

記載内容の変更や家屋の取り壊しなどがある場合は、市役所1階の税務課土地担当・家屋担当に連絡してください。

問い合わせは、税務課土地担当・家屋担当（☎内線230～233）へ。

6月12日（火）から 所得・課税証明を発行します

平成29年分（平成30年度課税）の所得・課税証明を6月12日（火）から発行します。

ただし、市民税・県民税の全てを給与から天引き（特別徴収）で納めている人については、5月14日（月）から発行します。

手数料＝350円（1通）

申請＝身分証明書をお持ちください。また、住民基本台帳上、同一世帯の親族以外の方が代理で申請する場合は、必ず委任状もお持ちください。

申請用紙や委任状の用紙は、申請場所のほか、市ホームページにあります。

申請場所＝市役所1階の税証明交付コーナー、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館

受付時間＝午前8時30分～午後5時15分（税証明交付コーナーは、午後6時30分まで）

※申請場所に来ることができない人は、郵送での申請をご利用ください。詳しい郵送申請の方法は市ホームページをご覧ください。詳しい郵送申請の方法は市ホームページをご覧ください。

問い合わせは、税務課市民税担当（☎内線226～228）へ。

軽自動車税の減免

身体などに障害のある人が所有する軽自動車などの税は、障害の程度により減免される場合がありますので、5月31日（木）までに、市役所1階の税務課または新里・黒保根支所市民生活課へ申請してください。

申請の際には、車検証、印、障害者手帳、運転免許証、納税通知書（5月中旬郵送予定）、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

問い合わせは、税務課諸税担当（☎内線224）へ。

自動車税の納付をお忘れなく

自動車税（県税）は、5月31日（木）まで市役所1階の納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館でも納付できます。

問い合わせは、桐生行政県税事務所（☎53 - 2113）、群馬県自動車税事務所（☎027 - 263 - 4343）へ。

表2：市税納付場所

桐生市	納税課（市役所1階）、新里支所、黒保根支所、境野公民館、広沢公民館、梅田公民館、相生公民館、川内公民館、菱公民館
金融機関	足利銀行、桐生信用金庫、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、しのめ信用金庫、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、新田みどり農業協同組合、ぐんまみらい信用組合
コンビニエンスストア	セブン・イレブン、ファミリーマート、ローソン、セーブオン、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ミニストップなどでMMK（マルチメディア対応の情報端末）が設置してある店舗

表3：ペイジー取扱金融機関

金融機関	パソコン	携帯電話	ATM (ペイジー対応型)
足利銀行	○	○	○
桐生信用金庫	○	○	
群馬銀行	○	○	○
東和銀行	○	○	○
みずほ銀行	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○
横浜銀行	○	○	○
しのめ信用金庫	○	○	
中央労働金庫	○	○	
ゆうちょ銀行	○	○	○
新田みどり農業協同組合	○	○	